

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主利益の増大を図るとともに従業員・顧客・取引先・社会等に満足される共益的利益を維持・向上することが重要であり、そのために、迅速で透明性の高い事業運営を行っていくことが必要であると考えております。

当社では、この基本的な考え方に基づき「コーポレート・ガバナンス基本方針」を制定し、当社ホームページにて開示しております。

また、「スローガン」「ミッション」「ビジョン」を定め、当社グループの使命、あるべき姿、価値観を掲げ、当社グループ内での意識の浸透を図り、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組みます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-1-3】(後継者計画)

当社では最高経営責任者等の後継者育成については代表取締役が責任を持ってあたることとしております。候補者については、早期の役員登用や、グループ会社へ役員として派遣すること等により経営経験を積ませ、その育成に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」をご参照ください。

「コーポレート・ガバナンス基本方針」は、当社ホームページに掲載しております。

<https://aoityo.com/ja/company/governance.html>

なお、その他の開示事項につきましては、下記のとおりです。

【原則1-4】(政策保有株式)

当社グループでは、毎年取締役会で個別の政策保有株式について検証しており、その結果、2015年以降、14銘柄について縮減を進めることを決定し、11銘柄についてはすでに全部を売却、3銘柄については一部を売却済みです。

【原則2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社では、社員の安定的な資産形成のため、確定拠出型年金制度を導入しております。

【補充原則4-11-3】(取締役会の実効性評価)

当社では2020年度に開催された取締役会について、監査等委員会による代表取締役2名へのインタビュー及び全取締役へのアンケート調査を実施し、実効性の分析・評価を行いました。

その結果、当社の取締役会全体の実効性は概ね充足されていると評価いたしました。

一方で、下記のとおり課題が認識されましたので、改善に努めてまいります。

- ・経営状況把握につながる時勢に合った報告の実施
- ・取締役会資料の事前共有の早期化

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,357,900	5.68
株式会社コスモチャンネル	1,153,740	4.83
株式会社IMAGICA GROUP	1,018,000	4.26
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	849,500	3.56
竹林 嘉浩	515,100	2.16
フィールズ株式会社	479,660	2.01
住友不動産株式会社	452,600	1.89
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	411,200	1.72
原 仁	400,000	1.67

AOI TYO Holdings従業員持株会	367,035	1.54
------------------------	---------	------

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記および補足説明は2020年12月31日現在の状況です。
 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 当社は自己株式677,098株を保有しておりますが、上記大株主の状況からは除外しております。

また、以下のとおり大量保有報告書(変更報告書)において、株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月末における実質所有株式数を確認できないため、上記大株主の状況は、2020年12月末の株主名簿に基づいて記載しております。

1. 2020年12月22日付で株式会社みずほ銀行から公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、2020年12月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されております。

<株式会みずほ銀行> 保有株券等の数:131,500株、株券等保有割合:0.54%
 <みずほ信託銀行株式会社> 保有株券等の数:411,200株、株券等保有割合:1.67%
 <アセットマネジメントOne株式会社> 保有株券等の数:459,600株、株券等保有割合:1.87%

2. 2020年5月21日付で三井住友信託銀行株式会社から公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、2020年5月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されております。

<三井住友信託銀行株式会社> 保有株券等の数:212,500株、株券等保有割合:0.87%
 <三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社> 保有株券等の数:466,688株、株券等保有割合:1.90%
 <日興アセットマネジメント株式会社> 保有株券等の数:879,700株、株券等保有割合:3.58%

3. 2020年5月12日付でRUSSELL INVESTMENTS IMPLEMENTATION SERVICES, LLCから公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、2020年4月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されております。

<RUSSELL INVESTMENTS IMPLEMENTATION SERVICES, LLC> 保有株券等の数:934,000株、株券等保有割合:3.80%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
萩原 義春	その他													
高田 一毅	税理士													
小久保 崇	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

萩原 義春	○	○	司法書士	<p>司法書士として、企業における上場準備、組織再編、M&A等企業法務に関する業務を専門としており、当該分野における豊富な経験と見識を有しております。こうした知見を活かし、当事業年度においても、当社の取締役の職務執行に関し、適法性等を適切に監査しており、その職務と職責を適切に果たしていることから、社外取締役として監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p> <p>萩原義春氏及び同氏が経営している司法書士事務所と当社との間に、顧問契約または個別の事務の委任等の重要な取引関係は過去及び現在においてもありません。また、同氏が兼務しているいずれの先も当社との間に取引関係はありません。上記の理由により同氏は十分に独立性を有していると判断しております。</p>
高田 一毅	○	○	税理士	<p>税理士として、税務顧問、経営計画の立案等を中心に活動しており、税理士としての専門性に加え、当該分野における豊富な経験と見識を有しております。こうした知見を活かし、当事業年度においても、当社の取締役の職務執行に関し、適法性等を適切に監査しており、その職務と職責を適切に果たしております。以上のことから、社外取締役として、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p> <p>高田一毅氏及び同氏が経営している会計事務所と当社との間に、顧問契約または個別の会計、税務事務の委任等の取引関係は過去及び現在においてもありません。上記の理由により同氏は十分に独立性を有していると判断しております。</p>
小久保 崇	○	○	弁護士	<p>弁護士として、一貫して組織再編、M&A、コーポレート・ガバナンス等の企業法務を専門領域としております。また、投資事業会社における経験から金融に関する知見も備え、弁護士としての実績及び見識が高く評価されております。こうした知見を活かし、当事業年度においても、当社の取締役の職務執行に関し、適法性等を適切に監査しており、その職務と職責を適切に果たしていることから、社外取締役として、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p> <p>小久保崇氏及び同氏が経営している法律事務所と当社との間に、顧問契約または個別の法律事務の委任等の取引関係は過去及び現在においてもありません。また、同氏が兼務しているいずれの先も当社との間に取引関係はありません。上記の理由により同氏は十分に独立性を有していると判断しております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会より職務補助の要請があるときには、関係部門の使用人に監査等委員会の職務を補助させます。監査等委員会の職務を補助する使用人の人事は、監査等委員会の同意を要することとし、補助使用人について業務執行取締役からの独立性と当該使用人に対する監査等委員会からの指示の実効性を確保していくものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門(内部監査室)は、それぞれ独立した立場で監査を実施する一方で、監査を有効かつ効率的に進めるため、三者間で定期的に意見交換を図り、監査の向上に努めております。

監査等委員会は内部監査室及び会計監査人と少なくとも四半期に一度情報共有を行い、監査の過程で発見された指摘事項等を共有し、適切な監査を確保できるよう努めているほか、内部統制部門から業務執行状況について報告を受け、その内容を確認するとともに経営陣や内部統制部門から独立した中立の立場で業務執行の適法性及び内部統制の状況について情報交換や意見交換及び助言を行っております。

内部監査室はその監査結果について代表取締役以外に、監査等委員に対しても報告を行うとともに都度情報交換を行い、相互連携を図っております。さらに、内部統制部門から内部統制に係る情報等の提供を受け、適正に監査を行っております。また、グループ各社の監査役との情報交換に努め、連携して当社及びグループ会社の監査等の実効性を確保しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

指名委員会及び報酬委員会に相当する取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役および代表取締役で構成し、独立社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」を設置しております。独立社外取締役を過半数とすることで、独立性・客観性を確保し、取締役(監査等委員である取締役を除き、株式会社AOI Pro.、株式会社TYO、株式会社xpd及び株式会社TREE Digital Studioの取締役を含む)の選任・解任及び報酬に関する事項について取締役会の諮問を受け審議し、取締役会に答申を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

社外取締役は東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準に基づき、会社外部の立場から広くステークホルダー全般の意見をもたらすことができ、かつ当社グループの業務に有用な知見を有する多様な人材を選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役の報酬については、基本報酬に加え、中長期的な業績連動の仕組みを備える業績連動型株式報酬制度(BBT)を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、株式移転による当社設立に際し、株式会社AOI Pro.及び株式会社ティー・ワイ・オーが発行した新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ当該新株予約権に代わる当社の新株予約権を交付しております。(AOI TYO Holdings株式会社第1回～第8回新株予約権)

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の報酬等の総額につきましては、有価証券報告書等において開示しており、その内容は当社ホームページにおいても掲載されております。第4期における取締役の報酬等の総額については、以下のとおりです。

取締役(監査等委員を除く):4名 125,180千円

取締役(監査等委員) :3名 16,200千円

なお、取締役の報酬等の総額については、2018年3月28日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)は年額500,000千円以内、監査等委員である取締役は年額50,000千円以内と決議いただいております。

また、上記の取締役(監査等委員)の員数及び報酬等の総額には、2020年3月26日開催の第3期定時株主総会終結の時をもって退任した、監査等委員でない取締役1名が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、取締役の報酬について、以下のとおり方針を定めております。

(1)基本方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ)の報酬は、持続的な企業価値向上を図るインセンティブとして十分に機能し、また、その役割・職務に対し適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役(社外取締役を除く)の報酬は固定額部分及び業績変動部分からなる基本報酬並びに業績連動型株式報酬により構成し、社外取締役は固定額報酬たる基本報酬のみとする。

(2)基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

各取締役(社外取締役を除く)の基本報酬は月例の金銭報酬とし、固定額部分と前年度の業績を踏まえた業績変動部分により構成する。固定額部分は各取締役の役員・経営能力に応じて一年単位で決定し、業績変動部分は、原則として、固定額部分の概ね25%を上限として、前事業年度の連結売上高・営業利益の目標達成度、管掌分野における貢献度等に応じ一年単位で決定するものとする。

社外取締役の基本報酬については、月例の金銭報酬とし、各社外取締役の経歴、同業他社の社外取締役の報酬水準等を踏まえて、一年単位で決定するものとする。

(3)業績連動型株式報酬の内容及びその数の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

業績連動型株式報酬は、取締役の報酬と当社グループ業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、株式給付信託(以下、BBT)によりこれを支給する。

BBTにおいては、毎事業年度、事業規模の拡大、収益力の強化、投資効率の向上を実現するための重要な経営指標である連結EBITDA及び連結ROE並びに各取締役の役員を勘案して対象取締役のポイントを付与し、当該ポイントの累計数に応じて、業績連動型株式報酬として付与する株式の数及び給付する金銭の額を決定するものとする。

業績連動型株式報酬としての株式及び金銭は、役員としての義務違反があったことに起因して退任した場合でないこと等を条件に、原則として、取締役が退任した後に給付するものとする。

(4)基本報酬及び業績連動型株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

前記(2)のとおり、取締役(社外取締役を除く)の基本報酬のうち業績変動部分は、原則として、固定額部分の概ね25%を上限とし、また、業績連動型株式報酬については、各取締役の基本報酬の額及び役員、当社グループ業績や当社の株価水準等も踏まえ、持続的な企業価値向上を図るインセンティブとして適切に機能する割合とすることを方針とする。

(5)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

個人別の基本報酬額については、前記(1)、(2)及び(4)の方針を前提として代表取締役グループCEOが報酬案を作成し、指名・報酬委員会の答申及び監査等委員会の意見を踏まえ、代表取締役グループCEOが取締役会決議により委任を受け決定するものとし、指名・報酬委員会は当該プロセスを事後的に検証するものとする。なお、個人別の業績連動型株式報酬額については、前記(3)の方針及び別途取締役決議により制定された役員株式給付規程により決定するものとし、代表取締役グループCEO等への決定の委任は行わない。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く)の基本報酬は、2018年3月28日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額500,000千円(決議時の取締役は4名)の範囲内で、監査等委員である取締役の報酬の総額は、2018年3月28日開催の株主総会にて決議された報酬年額50,000千円の範囲内で、前記の方針に基づき決定することとしております。

業績連動型株式報酬につきましては、基本報酬とは別枠で、2018年3月28日および2021年3月25日開催の定時株主総会での決議に基づき、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)並びに株式会社AOI Pro.、株式会社xpd、及び株式会社TYOの取締役(業務執行取締役でない取締役を除く)を対象にBBTを導入しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会に付議される事項は、原則として経営会議で事前に審議されることから、社外取締役には必要に応じ、事前に事務局より経営会議の関連資料を提供するとともに質問を受け付ける等により、十分な事前準備の機会を提供しています。経営企画部は、社外取締役に対して、その役割・職務遂行に必要な情報の提供や社内の連絡・調整に当たる等の支援を行います。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
吉田 博昭	名誉会長	経営助言、業界団体活動	常勤・報酬有	2020/3/26	3年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、会社法上の機関設計として、監査等委員会設置会社を選択しております。

(1) 業務執行

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く)5名(うち女性1名)、監査等委員である取締役3名、合計8名の取締役に取締役会を構成し、そのうち独立社外取締役の比率を3分の1以上とし3名選任することで、業務執行取締役に対する監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスが機能する体制を整備しております。

また、当社は、グループ中期経営計画の重点施策である「グループ経営の深化・強化」を目的に、主要グループ事業会社の代表を含める体制で、執行役員制度を導入しております。経営に関わる重要事項の審議・決議を行う会議体として業務執行取締役5名(うち女性1名)、執行役員6名(うち女性1名)が参加する経営会議を定例的に開催することで、グループ一体での意思決定を行い、業務執行の効率性向上を目指しております。

(2) 監査・監督

グループ全体の内部監査は、代表取締役直轄の内部監査室が担当し、業務監査・会計監査・特命監査を実施しております。

監査等委員会監査は、司法書士・税理士・弁護士の資格を有する社外取締役3名によって実施しております。監査等委員会は概ね月1回開催されるほか、監査等委員は適宜社内的重要会議にも出席し、内部監査室から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受け取締役の業務執行を監査・監督するとともに、内部統制の有効性、課題及びリスクの把握に努めております。

会計監査は、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。第4期における当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名は、次のとおりです。

指定有限責任社員 業務執行社員 大中 康宏

指定有限責任社員 業務執行社員 澤田 修一

監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他3名です。

(3) 指名・報酬決定

取締役(監査等委員である取締役を除く)の指名と報酬等について公正で透明性の高い手続きを経るため、指名委員会及び報酬委員会に相当する取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役3名および代表取締役2名で構成し、独立社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」を設置しております。

(4) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役でない取締役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、当社の各社外取締役は、当社との間で、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図り、透明性の高い経営と迅速な意思決定を実施するため、監査等委員会設置会社を選択しております。

監査等委員である社外取締役は、業務執行の適法性、妥当性を客観的に評価し、企業経営の透明性を高めるために重要な役割を担っております。月に一度開催される定時取締役会、監査等委員会並びに適宜開催される臨時取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行における監査・監督を行っております。

さらに任意の指名・報酬委員会を設置することにより、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実が図れることから現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めることとしております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日と予想される日を避けて開催することとしております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォーム(ICJ)へ参加し、機関投資家の議決権行使環境の向上に取組んでおります。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳を作成しております。
その他	<p><情報のビジュアル化> ご出席いただいた株主の皆様へ、当社の事業内容の理解を少しでも深めていただくことを目的として、事業報告の内容のビジュアル化を実施しております。 また招集通知においては、写真や図解などを用いて平易かつ具体的な説明を行うよう努めております。</p> <p><招集通知の公表> 招集通知発送日より前に、東京証券取引所、議決権電子行使プラットフォーム、当社ホームページに招集通知を掲載し、議決権行使の円滑化に関する施策を実施しております。 また、株主の皆様への利便性に配慮し、WEB版招集通知「ネットで招集」サービスを採用しております。</p>

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	取締役及び財務・経理部による個人投資家向けの決算説明会を、年1回以上開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役、取締役及び財務・経理部によるアナリスト・機関投資家向けの決算説明会を、半期を目処に開催しております。 また、国内の機関投資家訪問を随時実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、その他開示情報、招集通知、有価証券報告書及び四半期報告書、決算説明会資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署：財務・経理部	
その他	<p><個別面談対応> 個別の面談申し込みにつきましては、合理的な範囲で前向きに対応することとし、その面談の目的により必要に応じて取締役または財務・経理部が対応いたします。</p> <p><決算説明会の書き起こし> 決算説明会の内容を書き起こした記事を、当社ホームページにて公開しております。</p>	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コーポレート・ガバナンス基本方針」に定め、当社ホームページにて開示しております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社グループは、映像の企画制作などの事業を通じた社会貢献、教育・子育て・芸術・文化・地域社会などの分野における活動への協賛、地球環境上の課題解決に資する活動への参画などに、積極的に取り組みます。 その方針は「CSR活動基本方針」に定め活動記録とともに、当社ホームページに開示しております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>「コーポレート・ガバナンス基本方針」に定め、当社ホームページにて開示しております。</p>
<p>その他</p>	<p>〈従業員の立場の尊重に係る取組み〉 女性の活躍促進に向け、働き方や処遇面で女性が不当な扱いを受けることがないよう、育児休業や短時間勤務の制度を整えとともに、それらの制度が利用しやすい環境づくりなど、職場環境の整備に取り組んでおります。 また、内部通報規程を定め、内部通報制度を整備しております。</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

〈内部統制システムに関する基本的な考え方〉

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会で決議しております。

- 当社及びグループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - コンプライアンスに関する体制を整備するために、諸規程を整備し、当社及びグループ会社の全取締役等に遵守させるとともに、グループ会社を含む全使用人に対する指導・教育を行い、遵法精神に裏打ちされた健全な企業風土の醸成を図っていきます。
 - 内部通報制度を整備し、法令違反について早期発見を図ります。
 - 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対応し、一切関係を持たないこととします。新規取引先の事前審査、契約書等への反社会的勢力排除条項の規定などを行い、反社会的勢力との関係遮断に努めるとともに、不当要求を受けた場合に備え、警察や弁護士等外部専門機関と連携した体制を整備します。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、取締役の要求に応じて適宜閲覧可能なように適切な保存・管理を行う体制を構築し、必要に応じて体制の見直し、規程の整備を行います。
- 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 当社及びグループ会社全体のリスク管理の基本的な考え方を定め、リスク管理体制を整備します。
 - 取締役会及び経営会議において経営戦略・経営計画の策定や戦略的アクションの意思決定に必要な経営戦略リスクの評価を行います。
 - 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとします。
 - グループ各社固有のリスクについては、それぞれ必要な規程、マニュアルの作成及びガイドラインの策定等を行い体制を整備させるとともに、適切なリスク管理を実施させます。また、当社及びグループ会社全体のリスクマネジメントに係る課題は発生の都度共有し、重要な影響を与える事態の発生防止に努めます。
- 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 当社は、当社及びグループ会社全体の中期的な経営戦略・経営計画を定め、各社ごとに重点施策及び予算を設定するとともに、定期的な報告等により業務執行状況の監督を行います。
 - 当社は、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとします。また、迅速な意思決定を行うため、経営に関わる重要事項の審議・決議を行う会議体として経営会議を設置し、原則として月2回開催するものとします。
- 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 当社は、必要に応じて当社の役職員をグループ会社の役員に任命し、経営を把握するとともに業務の適正化を図ります。また、定期的にグループ会社の業務執行状況について報告を求め、業務及び会計の状況を監督します。
 - 子会社の経営管理等については当社の担当部門が、指導及び支援を行います。
 - 内部監査室は、重要子会社については定期的に、またその他のグループ会社についても必要に応じて内部監査を行います。
 - 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社における経営上の重要事項の決定について、一定事項を当社の承認または当社への報告を要する事項とし、グループ会社からの申請・報告を受けるものとします。
- 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に関する指示実効性に関する事項
監査等委員会より職務補助の要請があるときには、関係部門の使用人に監査等委員会の職務を補助させます。監査等委員会の職務を補助する使用人の人事は、監査等委員会の同意を要することとし、補助使用人について業務執行取締役からの独立性と当該使用人に対する監査等委員会からの指示の実効性を確保していくものとします。
- 当社及びグループ会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制及びその他の監査等委員会への報告に関する体制
 - 当社及びグループ会社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令・定款違反、不正行為などを発見したときは、当社の監査等委員会に速やかに報告するものとします。
 - 監査等委員会から報告要請があったときには、取締役等及び使用人は速やかに調査の上、結果を監査等委員会に報告するものとします。
 - 当社及びグループ会社は、監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不当な取扱いを行うことを禁止します。
- その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 監査等委員会は、会計監査人、内部監査室、グループ各社の監査役との情報交換に努め、連携して当社及びグループ会社の監査等の実効性を確保します。
 - 監査等委員会が職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きを請求したときは、職務遂行に必要でないと認められた場合を除き、会社がその費用を負担するものとします。
- 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及びグループ会社の財務報告の適正性及び信頼性を確保するために、各社において必要な体制を整備するものとします。財務報告に係る体制の整備・運用状況については、当社の内部監査室がその有効性評価を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対応し、一切関係を持たないこととします。新規取引先の事前審査、契約書等への反社会的勢力排除条項の規定などを行い、反社会的勢力との関係遮断に努めるとともに、不当要求を受けた場合に備え、警察や弁護士等外部専門機関と連携した体制を整備します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社では、持続的な企業価値の向上が株主に報いるための最重要課題と認識し、買収防衛策は設けておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 当社の適時開示に係る基本方針

当社では、コーポレート・ガバナンス基本方針に基づき、公正かつ透明性の高い経営の実現を目指し、積極的な情報開示を行うこととしております。

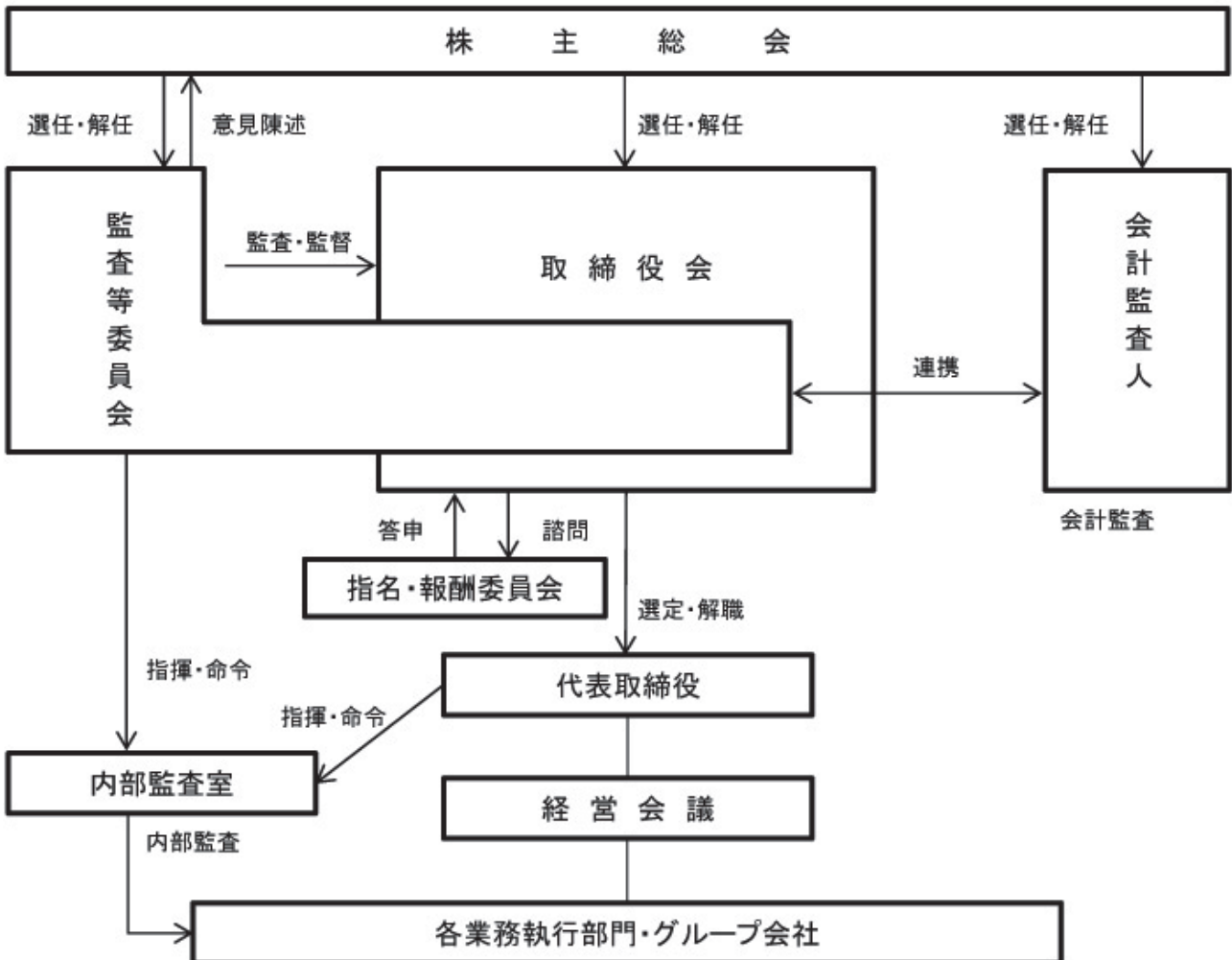
2. 当社の適時開示体制

各部門、グループ各社で決定または発生した事実は、情報取扱責任者、経営企画部または財務・経理部に報告されます。経営企画部または財務・経理部は、当該報告について必要に応じ取締役会または経営会議に上程します。取締役会には監査等委員が出席し、業務執行機関から独立した立場でモニタリングを実施しております。

開示の必要性の判断は、各部門、グループ各社で行うとともに、情報取扱責任者が再確認します。なお、ステークホルダーにとって有用な情報であれば、上場規程で求められていなくても積極的に公表を行うこととしております。

開示は、情報取扱責任者の指示を受け、財務・経理部が行います。情報は、東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システム「TDnet」を通じて開示するほか、当社ホームページにも掲載することとしております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要



適時開示体制の概要

決定事実・決算情報

発生事実

